

令和6年能登半島地震における被災された地域の皆様に対し 松戸市税の申告・納税等の期限を延長しています

本市では、この度の地震による甚大な被害状況を考慮し、指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、令和6年1月1日以降に到来する市税に関する申告・納付等の期限を延長します。

(告示日 令和6年1月17日)

● 対象となる方

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

● 対象となる地域

	指定地域
都道府県名	富山県、石川県

※指定地域以外の被災者に係る市税の納期限等の延長

指定地域以外の被災者については、個別に申請していただくことにより、申告・納付等の期限が延長される場合があります。

● 延長後の期限

延長後の期限については、現時点では未定です。

(期限が決まり次第、別途告示します。)

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市財務部税制課 ☎047-366-7321

FAX 047-360-1300 ✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp